

令和6年5月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年5月20日(月) 午前9時00分～10時01分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
4番 原 武信	5番 山下 祝
6番 本条 仁史	7番 木下 得代
8番 猪熊 幸雄	9番 大原 眞路(会長)
10番 土井 正幸	11番 高市 佳和
12番 山本 茂	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

#### 欠席委員

3番 吉田 宏明

#### 傍聴推進委員

7番 濱崎 郷廣

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

#### 農業委員会事務局欠席者

事務局長補佐 竹村 秀基

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	26件	田 畑	28,386 1,819	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	552	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	3,374.28	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	4件	田 畑	11,711	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	30件	田 畑	38,413 611	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件			
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	10,051 234	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和6年5月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より5月の定例会を開催いたします。

本日もご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案までの合計70件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 現在のところ17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

また、傍聴の方がおられるますことも併せてご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を16番 山下(恵)委員さんと 14番 藤川委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、13番 宮本委員さん、14番 藤川委員さん、16番 山下(恵)委員さんと私で、5月17日(金)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」26件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」26件についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請26件は所有権移転によるものとなっております。

1番、・・・、面積41㎡外4筆 計4,852㎡。【議案読み上げ】。

契約内容 有償の売買での申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 2,719㎡

取得後の営農計画 米の自家消費及び販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、田植機が各1台

農作業歴 30年以上、年間の農業従事日数 180日、通作距離 車で5分

2番、・・・、面積380㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 10,561.42㎡

取得後の営農計画 野菜・果物の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台。

農作業歴 40年以上、年間従事日数 200日、通作距離 車で2分

3番、・・・、面積381㎡外2筆 計642㎡。【議案読み上げ】。

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 新規参入

受人反別 0㎡

譲受人は新規参入となるため受人反別は0㎡ですが、先月の第8号議案にもあり  
ましたとおり、認定農業者の申請をされています。

取得後の営農計画 菊・野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし

農作業歴 1年、年間従事日数 365日、通作距離 車で45分

通作距離について、地元協力者として父親を挙げており、一緒に農作業をする  
予定であるため、通作可能と判断いたします。

4番、・・・、面積710㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 908.74㎡

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各1台。

農作業歴 10年以上、年間従事日数 180日、通作距離 車で30分

通作距離について、週の半分は坂出市内の実家に滞在しており、家族が所有す  
る他の農地の耕作・管理をすでに行っておりますので、通作可能と判断いたしま  
す。

5番、・・・、面積271㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0㎡

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機1台

農作業歴 20年、年間従事日数 150日、通作距離 徒歩1分圏内

6番、・・・、面積350㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大・労働力不足

受人反別 3,403 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機、トラックが各1台、農舎350 m<sup>2</sup>。

農作業歴65年、年間従事日数150日程度、通作距離 徒歩1分圏内

7番から9番は譲渡人が同じなため、まとめてご説明いたします。

申請地、・・・、面積651 m<sup>2</sup>外4筆 計2,737 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大・農業廃止

受人反別 7番83,953 m<sup>2</sup>、8番29,205 m<sup>2</sup>、9番15,898 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況

7番トラクター、耕耘機各10台、トラック20台、農舎1,000 m<sup>2</sup>。8番トラクター11台、耕耘機5台、トラック12台、m<sup>2</sup>、農舎500 m<sup>2</sup>。9番トラクター、コンバイン、トラックが各10台、農舎700 m<sup>2</sup>。

農作業歴、年間従事日数、通作距離

7番50年、300日、車で2分。8番30年、300日、車で3分。9番40年、300日、車で3分。

10番、・・・、面積290 m<sup>2</sup>外1筆 計297.47 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 家庭菜園による取得

譲受人は元々所有権移転を検討しておりましたが、耕作目的での農地の権利取得時に必要な下限面積要件が昨年廃止されたことをきっかけとして、今回の申請に至りました。

受人反別 0 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人の農機具の所有状況 耕耘機1台

譲受人に関する事項

農機具の所有状況なし

農作業歴6年、年間従事日数150日、通作距離 徒歩1分圏内

11番から13番は譲受人が同じなため、まとめてご説明いたします。

申請地、・・・、面積370 m<sup>2</sup>外2筆 計1,108 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大・農業廃止

受人反別 3,315 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況

トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各 1 台、農舎 100 m<sup>2</sup>。  
農作業歴 20 年、年間従事日数 150 日、通作距離 車で 2 分

14 番から 16 番は同じ譲受人であり、17 番から 21 番につきましてもその方と同世帯の方になるため、14 番から 21 番はまとめてご説明いたします。

申請地、・・・、面積 978 m<sup>2</sup>外 14 筆 計 12,068.51 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大、経営縮小や農業廃止

受人反別 54,788.45 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各 1 台、トラックが 3 台、農舎 300 m<sup>2</sup>。

農作業歴 14 番から 16 番の方が 20 年、17 番から 21 番の方が 50 年、  
年間従事日数はともに 150 日、通作距離 車で 2～3 分

22 番から 25 番は譲受人が同じなため、まとめてご説明いたします。

申請地、・・・、面積 1,056 m<sup>2</sup> 外 5 筆 計 6,508 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】。

契約内容 有償での売買の申請

申請理由 経営規模の拡大、経営縮小等

受人反別 12,537 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 1 台、農舎 300 m<sup>2</sup>。

農作業歴 20 年、年間従事日数 150 日、通作距離 車で 7 分

26 番、・・・、面積 281 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得、労働力不足

受人反別 0 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 オリーブの自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 今後耕耘機 1 台を導入予定

なお、今回の審査会の農地法第 5 条申請である第 3 号 6 番と関連しており、転用許可が出た土地に住宅建設予定です。3 条申請は今回審査会に回りましたが、その許可が県から下りると同時に許可したいと考えております。

本日の案件 26 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」26件のうち、7番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、7番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

7番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて、1番から6番、8番から26番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員 14番の譲受人と17番の譲受人と、22番の譲受人の…

会長職務代理 17番の方がお父さんで、あと2人が息子です。

本条委員 まとまったエリアになるんですか。

会長職務代理 まとまったエリアです。真四角ではないですが。

宮本委員 今のかたの面積で言うところにはこんなに大きな農地があるが、所有権移転ということは要するに譲渡されているということですよ。このかたの経営がどのようなものか紹介を。あまりにも大きいので、どういう方か…

会長職務代理 経営規模は農業の方に向いておられます。経営母体は別の業者になりますが、オリーブ園があったりします。あの辺りも経営しています。

宮本委員 農家ではないんですよ。オリーブをやっていますよね。農業の関係とは別の方向で行くかもしれないですね。

会長職務代理 今のところはわかりませんが…

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」26 件につきまして原案どおり承認としますが、26 番については、この後に審議をおこなう、第 3 号議案の 6 番が許可となるまでは保留することとします。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 44 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無

一部が農業用倉庫として利用されていますが宅地と一体利用していますので、  
始末書の提出があります。

転用目的 宅地拡張

申請理由

昭和 49 年頃から宅地拡張用地として利用しており、現在に至っています。今  
回、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ない  
ものと思われま。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため柵を設置して、南側水路へ放流します。汚水の発生はあ  
りません。新たな造成はありません。

2 番、・・・、面積 193 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無

一部が駐車場及び庭として利用されていたため、始末書の提出があります

転用目的 宅地拡張

申請理由

この度、所有者の子供が住宅を新築するため、測量したところ、自宅敷地の一  
部が農地であることが判明しました。昭和 44 年ごろから宅地の一部として、平  
成 15 年ごろから駐車場及び庭として利用しており、今回、無断転用を解消す  
るため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ない  
ものと思われま。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため柵を設置して東側水路へ放流します。汚水の発生はあり

ません。新たな造成はありません。

3番、・・・、面積 315 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無

一部が車庫及び庭として利用されていたため、始末書の提出があります

転用目的 宅地拡張

申請理由

平成元年ごろに車庫及び庭の拡張を行った際に田の一部を宅地に取り込んでおり、現在に至っています。今回、無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分

都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため枡を設置して西側水路へ放流します。汚水の発生はありません。新たな造成はありません。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とし、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,055 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 3区画

申請理由

譲受人は不動産業を営んでおり、分譲用として販売できる用地を探しておりました。申請地は、保育所、学校、スーパーからも近くて非常に交通の便が良い地

区です。近辺での分譲地問い合わせも受けていたところ、相続して農地管理に苦慮していた所有者との話がまとまり申請にいたりしました。

#### 農地の区分

都市計画法により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

#### 周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

#### その他

排水計画は、雨水は開発道路内側溝より、東側市道内の水路へ放流します。汚水は東側市道内の公共下水へ接続します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。境界には新設コンクリート擁壁を設置します。申請地が1,000㎡を超えますので開発協議を進めており、宅地1区画当たりの平均面積は約272㎡、および幅6mの開発道路が設置されます。

### 2番・・・、面積80㎡のうち0.25㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅を案内する看板用地

#### 申請理由

申請人は、申請地付近で分譲住宅用地の許可を受けて販売しています。しかし、そこに至るまでの道が分かりにくいとの指摘を受けましたので、浜街道沿から分譲地に入る交差点近くに看板を設置しようと計画したところ、農地の維持管理のみをしていた所有者との話がまとまり、一時転用として看板1基を設置するために申請にいたりしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

#### 周辺農地への影響

被害防除については、県道、市道、宅地に囲まれており、周辺農地への影響は少ないと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

#### その他

排水および造成計画は、看板のコンクリート基礎以外は田の状態なので、自然浸透で汚水の発生はありません。分譲地を案内するための一時転用なので、期間は3年間を予定しています。その後は、分譲地の状況を考慮し、最終的には撤去して農地に戻す予定です。

3番は2号議案2番に関連しています。

### 3番・・・、面積379㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無

一部が実家の駐車場として利用していましたので、始末書の提出があります。

転用目的 住宅

#### 申請理由

申請人は、現在、アパートに居住していますが、子供が幼稚園に入る時期に合わせて実家の近くで住宅建築を考えていました。申請地は、父が所有する土地で

あり実家の横であるため、将来的な親や子供の世話等を考慮して、申請にいたり  
ました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ない  
ものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する  
東側の水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、  
住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新  
たに設置します。

4番、・・・、面積272㎡。【議案読み上げ】

転断転用の有無

造成していますが、過去に所有者の父が、4条届を出しています。

転用目的 住宅の宅地拡張

申請理由

申請人の居宅には、駐車スペースがなく子供や親類が集まる際には、車の置  
場に困っていました。一方、申請地は、所有者の父が平成5年に住宅を建てるた  
め4条届をしましたが、建築までには至りませんでした。その後、相続により取  
得した所有者は、土地の処分を検討していたところ、隣の方との話がまとまり申  
請にいたりしました。

農地の区分

都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少な  
いものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土での  
整地のみです。擁壁は既存のものを使用します。

5番は2号議案3番に関連しています。

5番、・・・、面積378㎡外4筆 計1372.03㎡。【議案読み上げ】

転断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由

申請人は、土木工事業を営んでいます。現在の事務所敷地には、花崗土や型枠  
等を置くスペースがなく、坂出、丸亀方面での資材が置ける場所を探していまし  
た。申請地は、国道及び市道に面しており県道へのアクセスも良く、坂出・丸亀  
方面への交通の便が良いところです。事務所からも車で約10分の距離であり、  
農地処分を考えていた所有者との話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土での整地のみです。擁壁は既存のものを使用します。

6番は1号議案26番に関連しています。

6番、・・・、面積296㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

市外に住む申請人は、自然環境豊かな所で子育てをしたいと考えていたところ、農地の維持管理に苦慮していた譲渡人の売却情報を得ました。申請地周辺は車の通行も少なく静かな環境であり子育てにも適していると判断、所有者と交渉したところ話がまとまり申請にいたしました。なお、申請地隣の農地も取得する予定です。妻と子の3人で住む予定ですが、転用事業に要する資金の関係で県外に住む義母との共有での申請になりました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、市道の北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界には、東側は既設擁壁を使用、南側には、コンクリート擁壁を新たに設置します。埋蔵文化財包蔵地の指定を受けておりますので、市教育委員会文化振興課と工事についての協議もしております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

5番は5筆とも共同所有者ですか。

事務局書記

5筆とも共有で所有しています。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から4番については現地調査を実施しておりますので、13番 宮本 委員さん、14番 藤川委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員

ご報告いたします。5月の17日の金曜日に藤川委員と山下委員と会長職務代理で行きました。

1番、・・・、面積555㎡外22筆 計14,335㎡。【議案読み上げ】

申請理由

昭和63年ごろから山林となっており、今後も耕作する予定がないため申請に至りました。

2番、・・・、面積257㎡外1筆 計1,159㎡。【議案読み上げ】

申請理由

本申請地はかなりの傾斜地であり、進入が困難なため、現在では森林化しているためです。

以上です。

藤川委員

先週の金曜日に行ってきました。

3番、・・・、面積581㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積568㎡。【議案読み上げ】

申請理由

山になっており、3番4番とも同じようになっていました。ここはイノシシもくるであろうし、再生は無理だと思います。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さん、藤川委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

第4号議案「非農地証明願」4件については宮本委員さん、藤川委員さんのご説明

通りです。1番から補足説明をいたします。

1番 先々代の所有者が相続するまでは耕作していたようですが、その後相続するにつれて耕作はしなくなり、申請者は令和2年に申請地を相続しましたが、現在は場所もわからない状況になっているそうです。

2番 本申請地は平成17年に取得しており、その後山林化したため、令和2年度に非農地の申請が一度ありましたが、その際には20年以上にわたり耕作放棄している農地である、という要件に該当しなかったため、不許可にしている経緯があります。現在では、要件の変更もあり、農用地を除く「再生利用困難な農地」に該当するため許可相当と考えます。

3番と4番は申請者は別ですが、申請地事態は隣接しており一体化している状態になっています。

1～4番については「農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められる場合」に該当するため問題ないと判断しております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

山手の方で侵入しにくいところがあったりですね、ということは今の時代なかなか車も入らない、重機も入らないとなると、農地としての利用は限られる。ほとんど敷地内での状況と現場でも見て取れました。

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」4件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」30件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」30件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が11件、更新が11件、再設定が8件で、そのうち農地機構を通じた貸借が16件となっております。

以上、農用地利用集積計画書30件は、いずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」30 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」30 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が 1 件出ております。

第 8 号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

本件は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が 1 件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものがございます。計画変更の概要を 17 ページに記載しております。18 ページから 20 ページまでが総括表等の資料となっております。

(議案に基づき説明)

申請目的 非農家の自己住宅

秩序ある土地の利用ということで除外後は非農家の住宅となります。

面積は全体では 1,090 m<sup>2</sup>でございますが、そのうち 340 m<sup>2</sup>と今回の変更申請の対象となります。19 ページ、20 ページに図面の方をご用意しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第 8 号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」について、木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

何かご意見・ご質問はありませんか。

この件、(前例が) □□□□土地改良地区の案件でございます。地図を見ていただいたかと思いますが、今回の該当地の隣にさらに住宅が位置しています。何年前か調べてはいませんが、2代前の理事長の時代ではないかなと思っております。建物を建てる予定の方が地域に呼ばれまして、息子さんがとにかく近くにいてほしいが、とにかく場所がない。振興地域ではあるが、致し方ないかなという判断に至った。

本条委員

場所は…

会長職務代理

□□□□(場所) のところです。該当地の下側にも家がある関係からも、致し方ないかなと思います。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,765 m<sup>2</sup>外1筆 計 2,221 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

2番、・・・、面積 1,160 m<sup>2</sup>外3筆 計 4,811 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 農地法第3条 賃借権の解消 第1号議案第2番関連

3番、・・・、面積 710 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案4番関連

4番、・・・、面積 651㎡外1筆 計885㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案7番関連

5番、・・・、面積 1,658㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案第18番関連

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして5月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時01分終了